

平成20年10月17日

金融庁総務企画局市場課市場機能強化法令準備室 御中

社団法人 信託協会

**平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等
に関する意見について**

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

No	対象政府令案	対象条項	意見
1	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案) 【別紙 3-3-2-1】	第 2 条第 2 項 第 8 条第 2 項	当該規定の適用除外になる者として、金融商品取引業者及び登録金融機関のほか、同府令第 11 条各号に掲げる者(=特例報告の対象となっている者)を規定して頂きたい。特に、金融商品取引業者又は登録金融機関の共同保有者である提出者については、適用除外として頂きたい。
2	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案) 【別紙 3-3-2-1】	第 2 条第 2 項 第 8 条第 2 項	当該規定の対象となる取引は、大量保有報告書あるいは大量保有報告書に係る変更報告書の提出を要することとなった、最終的な売買その他の取引のみをさすものと理解してよいか。
3	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案) 【別紙 3-18-2-1】	第 80 条第 1 項	平成 19 年 9 月の金商法施行前の信託業法において、信託受益権販売業として規律されていた、信託受益権の販売の代理・媒介に係る業務は、金商法施行により、その経済的実質が同一であるにもかかわらず、受益権の所有者が委託者兼当初受益者の場合には「私募・募集の取扱い」、受益権の所有者がそれ以外の者の場合には「売付けの代理・媒介」と、形式的に整理されたため、実務上混乱が生じている。 改正案では、「引受け、募集・売出し・私募の取扱い」の場合には、発行体・所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とする手当てがなされたところであるが、「信託受益権の私募・募集の取扱い」とその経済的実質を同一とする「信託受益権の売付けの代理・媒介」についても、所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とするよう、手当てを行って頂きたい。
4	銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案) 【別紙 3-25-2-1】	第 17 条の 3 第 2 項	銀行法第 10 条第 2 項第 8 号の 2 等において、銀行及び外国銀行在日支店に対して、外国銀行の業務の代理又は媒介が認められたこととあわせて、銀行子会社の業務範囲についても、同様の手当てを行って頂きたい。 特に、委託元である外国銀行と委託先(受託者)である銀行子会社が、いずれも国内銀行の子会社である場合には、当該国内銀行に対する当局による監督を通じて、業務の健全性・適切性を実効的に確保し得ることから、少なくとも斯かる場合については手当てを行って頂きたい。

No	対象政府令案	対象条項	意見
5	銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案) 【別紙 3-25-2-1】	第 17 条の 3 第 2 項	<p>銀行子会社には、同施行規則第 17 条の 3 第 2 項第 1 号の 3 括弧書きにて、国内において、銀行業を営む外国の会社のいわゆるカストディ業務の媒介に係る業務を営むことが認められているところであるが、カストディ業務の代理に係る業務も営むことが可能となるよう、手当てを行って頂きたい。</p> <p>特に、委託元である外国銀行と委託先(受託者)である銀行子会社が、いずれも国内銀行の子会社である場合には、当該国内銀行に対する当局による監督を通じて、業務の健全性・適切性を実効的に確保し得ることから、少なくとも斯かる場合については手当てを行って頂きたい。</p>